

岩手県告示第723号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
定住推進・ 雇用労働室	移住促進事業費補助、地方創生移住支援事業費補助、公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助、U・Iターン中核人材就業支援事業費補助、いわて働き方改革等推進事業費補助、テレワーク導入推進事業費補助、事業復興型雇用確保事業費補助、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、認定職業訓練施設整備費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び岩手県職業能力開発協会補助	定住推進・ 雇用労働室	移住促進事業費補助、地方創生移住支援事業費補助、公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助、U・Iターン中核人材就業支援事業費補助、いわて働き方改革等推進事業費補助、テレワーク導入推進事業費補助、事業復興型雇用確保事業費補助、 <u>地域就職氷河期世代支援加速化交付金</u> 、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、認定職業訓練施設整備費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び岩手県職業能力開発協会補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			